

ＪＡＳＤＡＱ市場における「開示注意銘柄」制度の改正等について

平成 16 年 9 月 9 日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ．制度改正等の趣旨

「(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止等について」において記載のとおり、本協会及び(株)ジャスダックでは、証券取引所化の推進及び店頭売買有価証券市場に関する関係諸規則等の廃止等の準備を進めているところである（注）。

（注）これに関係するパブリック・コメントの募集及びそれに対する本協会の考え方を、現在、本協会のホームページに公表しております。また、このパブリック・コメントの募集とともに、「(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止等について」に関するパブリック・コメントの募集も参照ください。

(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴い、本協会に登録されているすべての店頭売買有価証券は、発行会社による所定の登録取消申請・(株)ジャスダック証券取引所への上場申請の手続き及びこれらの申請事実についての情報開示の手続きを経て、(株)ジャスダック証券取引所に移行される予定である。そして、本協会が開設する店頭売買有価証券市場はその役割を終えることから、市場そのものを閉鎖する予定としている。

ただし、発行会社によっては、上記の手続きを行わないことにより、(株)ジャスダック証券取引所への銘柄移行がされず、結果として、非上場（非公開）となる場合もあり得る。

このため、今般、本協会では、このような非上場（非公開）となる予定の銘柄について、あらかじめ、投資者等への周知を適切に行う観点から、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）等における「開示注意銘柄」制度等に関する所要の改正を講じることについて、パブリック・コメントの募集を行うこととしたい。

なお、今回のパブリック・コメントの募集は、(株)ジャスダックが本年 9 月下旬以降、行政当局に対して証券取引所の免許申請（証券取引法第 80 条第 1 項に規定する有価証券市場の開設に関する免許）を行うことを前提とするものである。

Ⅱ．開示注意銘柄制度の改正について

1．開示注意銘柄制度の概要及び今回の改正

本協会では、店頭売買有価証券の発行会社が自社の会社情報を適切に開示していないこと等について、投資者等への適切な周知を図る観点から、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）において、

開示注意銘柄の指定及び指定解除の制度を設けているところである。

今般、本協会では、開示注意銘柄制度を改正し、(株)ジャスダック証券取引所の創設に際し、所定の登録取消申請及び(株)ジャスダック証券取引所への上場申請等について、あらかじめ定めた日（本年 11 月初旬を予定）までに、発行会社による情報開示が行われていない銘柄を、新たにその対象として指定・公表することとする。

2. 開示注意銘柄としての指定の解除

開示注意銘柄として指定された後、当該開示注意銘柄の発行会社が、所定の登録取消申請及び(株)ジャスダック証券取引所への上場申請についての開示を行った場合には、開示注意銘柄としての指定を解除し、その旨を公表することとする。

3. 協会の諸規則等の廃止との関係

(株)ジャスダック証券取引所の業務開始の日（本年 12 月初旬を予定）をもって、本協会の定める店頭売買有価証券市場に関する諸規則も廃止される予定である。このため、当該業務開始の日をもって、開示注意銘柄として指定された銘柄は、登録取消の場合と同様に、登録の効力が失われることから、非上場（非公開）銘柄となることとなる。

III. 「開示情報監視銘柄」制度の取扱いについて

1. 開示情報監視銘柄制度の概要及び今回の適用の取扱い

本協会では、店頭売買有価証券の発行会社が、会社情報の開示内容等について会社情報の開示に関する法令若しくは本規則に違反している場合若しくは違反する恐れがある場合又は登録取消しの原因となる恐れがあると認められる場合等には、投資者等への適切な周知を図る観点から、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）において、開示情報監視銘柄の指定及び指定解除の制度を設けているところである。

今般、本協会では、開示情報監視銘柄の指定要件のうちの「登録取消しの原因となるおそれがあると認められる場合」（同規則第 19 条第 1 項第 1 号）の適用について、店頭売買有価証券の発行会社からの開示により、当該店頭売買有価証券が(株)ジャスダック証券取引所へ銘柄移行されず、(株)ジャスダック証券取引所が業務開始を行う日（すなわち、店頭売買有価証券市場に関する規則等が廃止される日）をもって、非上場（非公開）となることを開示した銘柄を、あらかじめ定めた日（本年 11 月初旬を予定）から、新たにその適用の対象に加えることとする。

2. 開示情報監視銘柄の指定・公表の解除

「開示情報監視銘柄」に指定された銘柄の発行会社は、所定の(株)ジャスダック証券取引所への移行の手続きを行うことにより、「開示情報監視銘柄」の指定が解除されることとなる。

(注) 開示情報監視銘柄に係るその他の取扱い、現行どおりとなります。

Ⅳ．今回の制度改正に関する今後のスケジュール

今回の「開示注意銘柄制度」の改正及び「開示情報監視銘柄制度」の取扱いに関する今後の具体的なスケジュール等は別紙のとおり(注)となる予定である。

(注) 本協会及び(株)ジャスダックでは、本年9月下旬から10月下旬までの間の予定で、登録取消申請・(株)ジャスダック証券取引所への上場申請の事前手続き及びこれらの申請事実についての開示手続きを受け付けます。発行会社はこの手続きを行うことにより、「開示注意銘柄」及び「開示情報監視銘柄」の指定を受けないこととなります。

書類の様式や手続きなどの詳細は、改めて、御通知いたします。

Ⅴ．施行時期

この改正は、平成16年10月下旬を目途に公表し、あらかじめ定めた日(平成16年11月初旬を予定)から施行する。

また、この公表の日前に、既に所定の登録取消申請・(株)ジャスダック証券取引所への上場申請手続きを終えている登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社については、この公表の日当該手続きを行ったものとみなすこととする。

また、この公表の日、別途、(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う本協会の店頭売買有価証券市場に関する諸規則等の廃止についても公表する予定である。

以 上

パブリック・コメントの募集スケジュール等

募集期間：平成16年9月9日から平成16年9月24日17:00まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(注) 住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 店頭市場部 市場企画グループ (Tel：03-3667-8459)